

～従業員の雇用を守り、会社を存続させるために～

## 新型コロナウイルス感染症に負けない「しなやかな経営」を

いま、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、身の回りでは生活者のマインド低下によって企業の経済活動が停滞しつつある状況です。出口が見えない状況の中、経営の舵取りをする社長様に少しでも安心して頂き、一歩でも前に進んで頂きたいと思い、WAVE 第232号では、「国や自治体の緊急経済対策を整理し、重要度・緊急度に応じてヒト・モノ・カネの各施策が活用できる状態」を目的に記事を編集いたしました。

### ◆国の施策 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置◆

3月2日、経済産業省は「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」と題した冊子(12ページ)で緊急特例処置(15項目)を発表しました。特に資金繰り支援では、東日本大震災以来、セーフティネット保証(貸付)が発動されました。

その後、2度の改定を経て、3月24日には冊子は42ページまで拡大し、緊急特例措置も37項目まで拡大しました。

緊急特例措置の詳細は、経済産業省サイトまたは「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」と直接、検索頂くと最新のデータにアクセスすることが可能です。

### <「カネ」資金繰り支援>

#### 1. 信用保証

：売上高が前年同月比で減少(▲5%、▲15%、▲20%)した場合、一般の保証枠(2.8億円)とは別枠で借入債権が保証される制度です。3つの制度(①一般保証枠、②セーフティネット保証枠、③危機関連保証枠)を活用することで最大8.4億円まで信用保証枠を確保することが可能です。なお、各制度の対象業種をご確認のうえ、活用をご検討下さい。



※「②セーフティネット保証」制度活用の流れは…

- 1) 自社の本店所在地の市区町村に認定申請を行う。
- 2) 認定後、認定書を金融機関、又は最寄りの信用保証協会に持参し、申込みを行う。

#### 2. 融資

：融資支援では、3段階の支援策となっておりますが、今回は「実質無利子融資」をご紹介します。日本政策金融公庫(通称:公庫)／商工組合中央金庫(通称:商工中金)が特別貸付／危機対応融資として実施する制度です。この制度の特長は「信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施」するものです。

融資対象は新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1カ月の売上高が前年、または前々年同期と比較し、5%以上減少した場合となっています。また、創業後であっても業歴が3ヶ月以上であれば、融資対象となります。

この他にも旅館業や飲食店など、特定業種に対する特別貸付(「衛生環境激変対策特別貸付」)なども整備されておりますので、経産省の施策をご確認下さい。

### <「ヒト」雇用の維持>

#### 1. 雇用調整助成金の特例措置

：事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が労働者に対して、一時的に休業・教育訓練・出向を行い雇用維持を図った場合、休業手当・賃金等の一部を助成する制度です。

次頁に続きます➡

## 2. 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

：新型コロナウイルス感染症への対応で、小学校等が臨時休業した場合、子どもの保護者である労働者の休業に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた企業に対する助成制度です。

## 3. 個人向け緊急小口資金等の特例

：新型コロナウイルス感染症の影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方への緊急の貸付を実施します。

### ◆国の施策「モノ」テレワーク導入・設備投資で稼ぐチカラを強化◆

#### 1. ものづくり・商業・サービス補助

：「ものづくり」とありますが、幅広い業種で活用が可能な補助金(補助額最大1,000万円以内)です。想定される活用例としては、「新型コロナウイルス感染症の影響で部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う」「感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受け、生産ラインを増強する」などです。



#### 2. 持続化補助

：小規模事業者(製造業その他・従業員数20人以下/商業・サービス業・従業員5人以下)の販路開拓への取組みを支援する補助金(補助額50万円以内)です。想定される活用例としては、「小売店がインバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うため、インターネット販売を強化する」「旅館が自動受付機を導入し、省人化する」などです。

## 3. IT導入補助

：既にサイトに登録された事業者が提供するITツールの導入を支援する補助金(補助額最大450万円)です。想定される活用例としては、「在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークを導入する」などです。

紙面の都合で詳細をお示しすることができませんので、もしも、上記補助制度にご関心がおありの場合には、お気軽にリタネッツ(TEL:048-658-8881)までお問い合わせ下さい。

### ◆自治体の施策 つくば市新型コロナウイルス緊急経済対策◆

国だけでなく自治体でも中小企業支援を表明する事例が出てきています。つくば市では、新型コロナウイルス感染症の影響が深刻でホテル・飲食店では団体宿泊客・宴会のキャンセル、食材の仕入れの激減で地域経済が止まりかけている状況です。そこで、つくば市は「人が来て、泊まって、楽しむことが地域経済の底支えにつながる」との考えから、「税金の地産地消を行い、地元企業への補助をきっかけとして民間のお金が入って行く仕組みを作ることで、経営と雇用を守り、地域経済を支えて行く」ことを表明しました。

具体的には、つくば市内の宿泊施設・飲食店を利用した場合、宿泊料は最大5,000円、飲食券として一律2,000円を付与し、宿泊者1名1泊当たり、実質最大7,000円割引となる制度です。現在、つくば市議会に上程中となっており、実施時期を検討中です。

なお、同様の緊急経済対策は貴社の本店所在地の自治体でもが実施されることが想定されますので、自治体サイトのご確認をオススメいたします。

WAVE記事：「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」についてお問合せ先は、リタネッツ事業協同組合 事務局 櫻井誠 / TEL:048-658-8881まで。